

JFCC

VIEWS

創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

巻頭言(原田積善会)	1
Withコロナ 業務スタイルアンケート調査報告	2
米国の対コロナ危機民間助成金の概況	7
公益法人のガバナンスについて (有識者会議)	9
助成財団ニュース(新会員、新任役員)	11
Information(フォーラム案内、編集後記)	12

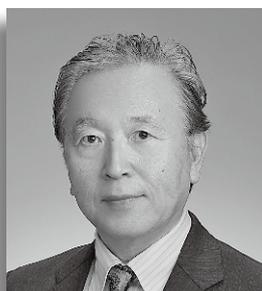
原田積善会は1920年(大正9年)に財界人原田二郎により創設されました。本年(2020年)は創設100周年に当たります。原田二郎は、鴻池財閥を再建させるなど実業家として東京や大阪で活躍し財を成したのち、晩年全財産をもって当財団を創設しました。皆さんは、朝ドラ「あさが来た」をご覧になりましたか。主人公広岡浅子(本名)は大阪の両替商に嫁ぐと家業を発展させ保険会社を創設する一方、日本女子大を創設した社会事業家でもありました。この二人は偶々、同い年の生まれ、同じ時期に大阪で金融業を立て直し、やがて社会事業に貢献しました。明治維新以降に国家が発展する中、生じた社会の歪みやセーフティーネットの不足を見過ごすことができなかったのでしょう。

本年は新型コロナウイルス感染症が世界を席卷しており、わが国でも4月には政府が緊急事態宣言を出すに至りましたが、解除後も感染拡大が収まらず不安な状況となっています。顧みれば、この財団が発足した1920年はわが国でも45万人を超える死者を出した世界的なスペイン風邪流行の第2波、第3波の真っただ中でした。ウィルスへの恐怖(当時は原因も分かってないのではなおさら)による社会の不安・経済への打撃は本会創設に至る経緯やその後の歴史にもなごしかの影響があったと思われる。

このように本会の歴史は決して順風満帆ではありません。創設から3年後の1923年に関東大震災、続く激動の昭和時代。そして東京大空襲、終戦と原田積善会の運営も時代の波に大きく翻弄されました。一時は海外の財団にも匹敵する大型財団に育ったものの、戦後の超インフ

コロナは幾たびも乗り越える試練の一つ

公益財団法人原田積善会 理事長 稲垣 裕志



レにより財産の大半が毀損しました。多くの戦前の財団がこの時期に姿を消す中で本会は辛うじて生き残ります。

現在はどうでしょうか。豊かになった社会ですが、格差拡大による子どもの貧困や貧困の連鎖、相次ぐ児童虐待の発生といった社会的課題は山積しています。国の借金が積みあがる中、こういった課題への財政的支援の増加は望めません。今こそ民間による共助が求められており、またその実現に創意工夫が必要になっていると思います。

当会は社会福祉、学芸・科学、災害、地方創生の4分野に幅広く助成活動を行っており、過半を占める社会福祉の分野では若者の支援に注力しています。助成団体としての規模は決して大きくないので、行政と民間の狭間にあるニッチなニーズを捉えて、スピードと柔軟性をもって支援を行うよう努力しています。長年培った既往助成先のネットワークや社会福祉協議会や共同募金会からのご紹介に加え、近年はホームページ経由で直接の要請も多く寄せられます。

これらの助成原資は、これまで創始者の寄附財産の運用により賄われてきましたが、当会では助成活動活発化のために、寄附金の募集を開始しました。

本年は当会が新法で公益法人になって10年目の節目でもあります。この間様々な場所で議論されてきた公益法人に課せられた財務3基準の制約や、寄附税制の問題などが緩和されることを望みます。そして何より私どもが時代に即した助成に努めることで、次の100年に残る助成団体になりたいと考えております。

「With コロナの新常態における業務スタイル調査」のアンケート結果

助成財団センターでは、会員団体248団体を含む、JFC助成財団データベースにご協力をいただいている1,231団体に標題WEBアンケートをお願い致しました。

<目的>

新型コロナウイルス感染症による、緊急事態から新常態への対応に伴い、ガバナンス運営（理事会や評議員会）や助成事業推進（イベント、セミナー）において、中止・延期やオンライン対応など、多くの団体の皆さんに影響が出ています。

特に、助成財団では、助成金の応募・申請～面接～選考・審査（委員）会などの、助成事業・プログラムの円滑な遂行に向けて、第2四半期以降においてもその対応を考えなければならない場面は数多くあると思われます。

当センターでは、これまでどのような影響があったかを正確に把握するとともに、Withコロナの新常態下において、どのような（orいかにして）

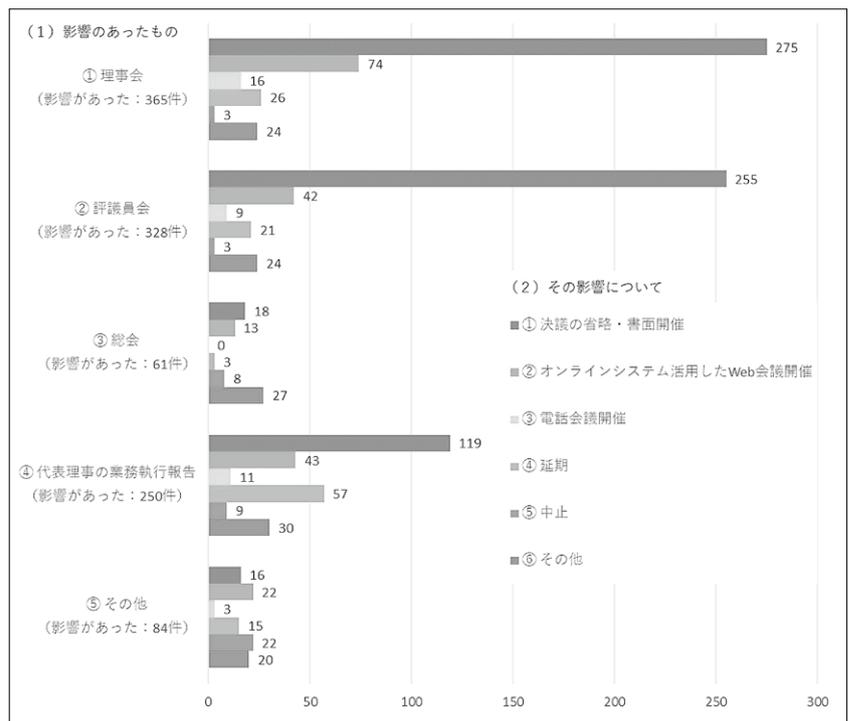
新しい業務スタイルを模索すればよいかを考えていくため、ガバナンス運営面ならびに助成事業面、それぞれに関して、「どのように対応がなされたか」・「何が問題だったか」、今後に向けて「何が必要とされているか」についてのアンケートを実施しました。

1. 実施期日：2020年7月14日（火）～7月20日（月）
2. 対象：会員団体248団体を含む、JFC助成財団データベースにご協力をいただいている1,231団体
3. 有効回答数：418（34.0%）

問1. ガバナンス運営面（理事会や評議員会）に関して、お尋ねします。

- (1) 影響のあったもの
- (2) その影響について

※ (1) × (2) のクロスでお答えいただきました。



①理事会 影響があった：365件

うち「決議の省略・書面開催」275件（75.3%）

②評議員会 影響があった：328件

うち「決議の省略・書面開催」255件（77.7%）

③総会 影響があった：61件

うち「その他」27件（44.3%）

④代表理事の業務執行報告 影響があった：250件

うち「決議の省略・書面開催」119件（47.6%）

⑤その他 影響があった：84件 うち「オンラインシステム活用したWeb会議開催」「中止」22件（26.2%）

(3) その影響についての具体内容をお聞かせください。

（自由記載：265件の回答）

ガバナンス運営面（理事会や評議員会）に関しては、3～6月の開催時期の団体の皆さんが多く、試行錯誤の上で開催された様子が伺えます。

コロナ感染拡大のリスク回避のため対面での会議開催

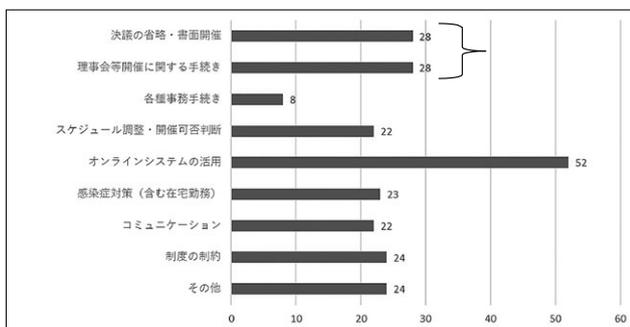


は行わず、【決議の省略・書面開催】を選択されたのが、最も多いことは、上記(1)×(2)から明らかです。

公益法人の運営に関しては、特に、現行制度下、「代表理事の業務執行報告」をはじめ、書面のため報告ができていない、どのように対応すればよいか、次回に延期など、悩まれた事項が多く挙げられています。

次いで、オンラインシステムを活用したWeb会議開催に切り替えられた団体の皆さんが多かったものの、全体的な影響としては「結果としてはつつがなく完了した。しかし、事前準備に労力を要した。」の回答に集約されているように思われます。

(4) 特に困ったことは何ですか。(自由記載：231の回答)



【決議の省略・書面開催】の中では、やはり業務執行報告の取り扱いが多く、他には、議事録署名人や日付について、初めてのことで確認に時間を要したなどの回答が見られました。

同様に【理事会等開催に関する手続き】についても、これまで経験した事の無い手順、書面でのやり取りや書面の作成などを挙げている回答が多く見られました。

前記(3)では、【Web会議開催】は約27%であり、【決議の省略・書面開催】に比べると少ないものの、「オンライン会議に不慣れ、または経験がない」回答があるように、困ったことが多かったようです。

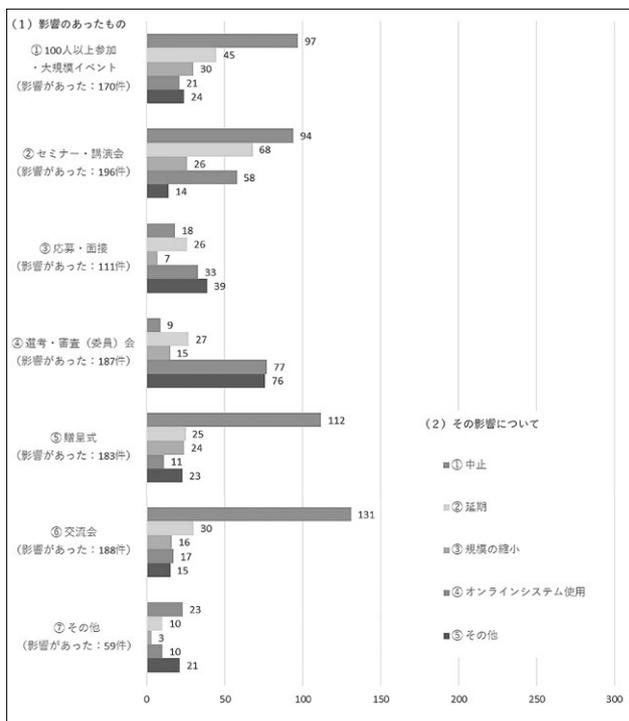
その内訳は、環境づくり21件・利用説明対応23件・システムの不具合8件となっています。その他には、「外部との連絡に手間暇がかかった。」「書面開催の書式作成、発送等、結局在宅では対応できず出社となった。」など、事務局としてこの時期における在宅業務運営の難しさがあったことも分かります。

問2. 助成事業推進面(イベント、セミナー)に関して、お尋ねします。

(1) 影響のあったもの、あるもの

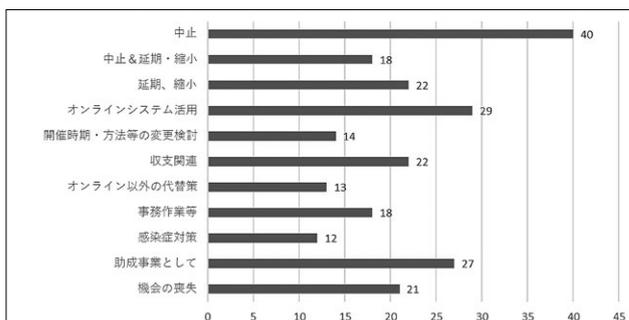
(2) その影響についての対応

※(1)×(2)のクロスでお答えいただきました。



- ①100人以上参加・大規模イベント：170件
うち「中止」97件(57.1%)
- ②セミナー・講演会：196件
うち「中止」94件(48.0%)
- ③応募・面接：111件 うち「その他」39件(35.1%)
- ④選考・審査(委員会)：187件
うち「オンラインシステム使用」77件(41.2%)
- ⑤贈呈式：183件 うち「中止」112件(61.2%)
- ⑥交流会：188件 うち「中止」131件(69.7%)
- ⑦その他：59件 うち「中止」23件(39.0%)

(3) その影響についての具体内容をお聞かせください。(自由記載：236件の回答)



助成事業推進面での影響を伺いました。上記の(1)×(2)の結果からも分かるように、イベント・セミナー・講習会・贈呈式・交流会については、中止が多く、58.9%に上りました。

「来場者と職員の安全確保が取れないため中止」など、対面上のリスクを考慮されたやむおえない苦渋の決断であることが分かります。

また、延期、縮小の対応では、募集、応募・面接、選考・審査(委員)会、贈呈式、報告会、交流会等について、「表彰式の人数を130人から60人程度に縮小。祝賀会は中止」「奨学金授与式を4/1開催から一旦延期、その後中止」「11月の式典は中止、本年度助成の贈呈式のみ縮小して開催の予定」「奨学金の募集・選考時期を延期し、贈呈式交流事業の実施を中止」「贈呈式や研究成果発表会は中止(一部)など、すべての行事・イベント(プロセス・工程)に影響があり各財団にそれぞれの工程ごとに判断が求められる状況であることが分かります。

そのような中、回答からは、オンラインシステムの活用によって、「企画内容の大幅見直し。フォーラムは、会場開催型からオンラインシステムでの開催へ」など開催にこぎつけたケースも多い事が分かります。

(4) 特に困ったことは何ですか。(自由記載：223件の回答)

特に困ったこととしてあげられているのは【スケジュール調整・開催可否判断】です。

中止が多く、前記の(1)×(2)の結果からも分かるように、中止判断の過程において、「イベント等の開催の可否の判断」「中止の決定が準備開始間際までされなかったこと。」「延期か中止かの判断。」「コロナの感染拡大が進むと、中止を検討しなければならない。」「新型コロナの状況において、いつのタイミング開催告知をするかに困った。」などの多くの回答がありました。延期についても「贈呈式を延期したものの、依然として再開のめどが立たないこと。」など、予定がなかなか決まらないため、未だ困っている状況が続いています。

中止の影響は、他の項目にも及んでおり、【例年の行事・交流の中止】や【各種事務手続き】、【収支への影響】にも、大きな支障をきたしています。

【各種事務手続き】については、「中止に伴う参加協力者や関係者・団体への迅速な連絡」「選考に必要な資料の

送付」「会場のキャンセル時期の判断が難しい」などの事務作業が増えること、また、【収支への影響】では収入減が最も深刻な問題となっています。

◆オンラインシステムについて

問4. オンラインシステムを使用された方へ、
何のシステムを利用されましたか。

・回答利用上位のZoom、Microsoft Teams、Google Meetを比較すると下記の通り

(全体数を延べ数274として占有率を試算)

Zoom：168 61.3%、Microsoft Teams：43 15.7%、
Google Meet：18 6.6%

問5. オンラインシステムは日頃より使われていましたか。

【今回初めて使い始めた：179】71.3%

【以前から使っていた：54】21.5%

【限定で使っていた(社内：10、個人：5)：15】6.0%

【今回初めて今までと違うシステムを使い始めた：3】1.2%

問6. オンラインシステムを利用する上で困ったことはありましたか。(自由記載：228件の回答)

困ったこととしてあげられている分類は、【ネットワーク環境】【機器環境】が多くなっています。オンラインシステムを利用する上では、ネットワークや機器の環境構築は必須事項であるため、それらの環境構築の設定に困ったことは、前記5回答の分類【今回初めて使い始めた】71.3%と併せて、オンラインシステム使用のご苦労が大きかったことが容易に推察できる結果となりました。

【ネットワーク環境】の整備については「Web環境が整っていない人がいた。」「こちらのネット環境より、向こうのネット環境がどうなのかわからず、何かがあってもこちらでは対応のしようがないこと。」など、相手側のネットワーク環境の事情もあることから、環境設定の難しさが分かります。

【機器環境】については、「機材の不足」「パソコンの調達」「ハードが当初入手困難」など、世間が一斉に在宅ワークを始めた時期のため、機器を調達するのも大変だったことが見て取れます。

【技術・スキル】の27件のうち14件は、スタッフのノウ



ハウヤスキルに関わる「ITリテラシー」によるものと分類されるものでした。「IT関連の知識がなく、サポートの必要性を感じた。」など、トラブル発生時の対応に加え、【事前テスト】や【参加者へのサポート】に関しても大いに困ったとされていることでも解る通りです。

問7. オンラインシステムのメリット・デメリットを教えてください

(1) メリット (自由記載：295件の回答)

オンラインシステムのメリットは、今回のコロナウイルスのような感染リスクを回避できるとした【リスクの回避】も多くありましたが、最も多かったのが【いつでも・どこでも】に分類される回答でした。「場所を選ばず打合せ、会議が可能。」として、開催側からは「時間・場所（地域）の制約が少ない。」「参加者の移動がないので招集しやすい。」、参加者側からは「移動することなく会議やイベントに参加できること。」が挙げられています。

その他【時間の効率化】【費用が掛からない】【日程調整、準備】【遠隔拠点】などを分類していますが、いずれも【いつでも・どこでも】に連なるものであり、「参加しやすい。」ことが大きなメリットである事が顕著に現れています。

(2) デメリット (自由記載：287件の回答)

最も多かったのが【利用の中で】として回答を分類したもので、【会議進行】、【雰囲気、リアル感】、【発言】、【懇話、親睦】など、今までの様式との違いから感じた不便さがデメリットの意見として表れていることが分かります。

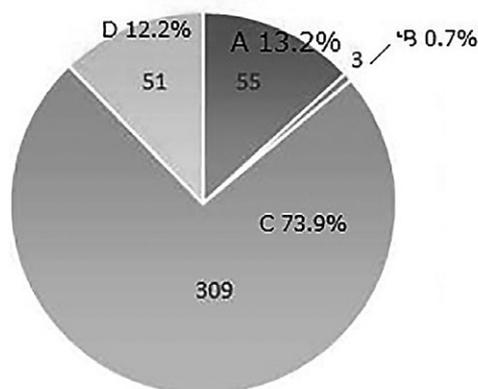
その他のデメリットとしては、システム自体に関するものが多く、環境・操作・トラブルなどに多くの時間と体力を要したことが分かりました。

オンラインシステムのデメリットが数多く見られることから、今後の対応について、様々なご意見があるものの、当センターとしては「試行錯誤の段階なので、短期的に見られる不具合等をデメリットと捉えていません。」という回答に同意見です。

むしろ、Withコロナの新常態下での「もはやデメリットはない。完全に世の中の常識となった。」などの回答は、新しい業務スタイルの到来を感じるものと思っています。

◆Withコロナの新常態について

問8. Withコロナの新常態における、業務スタイルはど

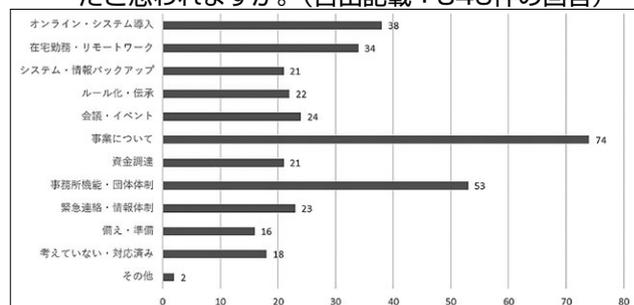


のように考えておられますか。

- A. コロナ以前の対面スタイルに戻す：55（13.2%）
- B. すべてオンラインに変更する、オンラインを使用したい：3（0.7%）
- C. リスクを考慮しながら、対面とオンラインを併用していく：309（73.9%）
- D. その他：51（12.2%）

問9. これからの大規模災害発生など、緊急事態（天災・パンデミック・システム障害等）における、財団事業の継続について。

(1) 今から考えておくべき事、準備しておくことは何だと思われますか。(自由記載：346件の回答)



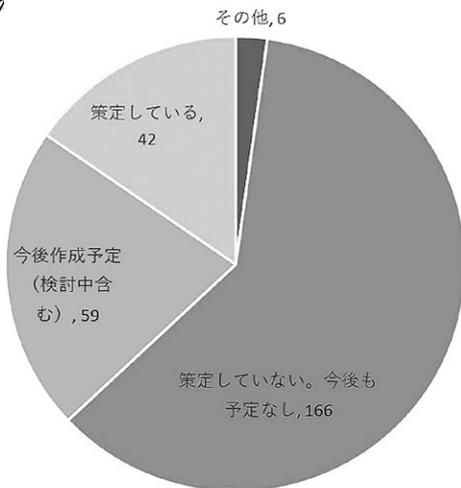
【事業について】と分類した回答が最も多く、次いで「緊急事態でも実施でき、同様の効果があるような新たな事業の検討」「どういうレベルで事業中止するかの基準」「業

務の優先順位」などと、まさに事業の継続を緊急時にどうするか、その準備が回答として挙げられています。

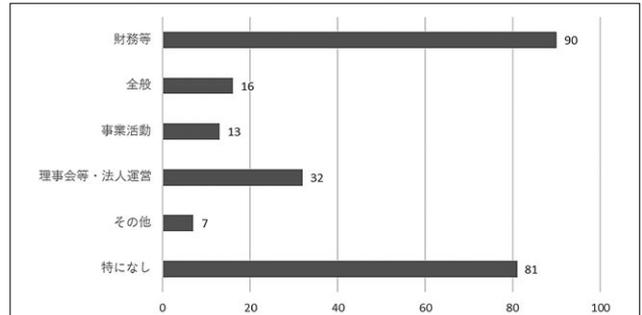
特別な支援として、「万が一、被災された場合の奨学生への支援体制」「支援が必要とされる事案を探し出し的確に助成や寄付が出来る体制が必要と感じている。」「財団の事業対象を緊急時に拡大できるよう検討したい。」などの回答がありました。これは、助成財団ならではの支援であり、下記(3)においては特別な支援の準備が容易に出来るような制度環境についてのご意見もいただいています。

(2) BCP(事業継続計画)の策定はされていますか。(自由記載：273件の回答)

【策定している】42件のうち、10件は「独自ではない」として「母体企業BCPの一部を準用する。」との回答です。また、【策定していない。今後も予定なし】という中にも、「BCPとしては策定していないが(代替有含む)」という中で、「BCPの策定は行っておらず、起こりうるリスクを想定し、対策を講じることが必要であると認識」などの回答が



(3) 制度面から、何か必要なことはありますか。(自由)



記載：239件の回答)

制度面においては、【財務等】が90件と、最も多くの回答をいただいています。うち80件が公益法人の【財務三基準】によるものとなっています。

回答の内訳では、内部留保が50件あり、「緊急事態対応への内部留保を容認は必要。」「緊急事態に備えての準備資金を内部留保として容認。」「継続的な運営を行うため、緊急事態に備えて内部留保も必要と考える。」「収支相償の制約があるが、緊急時対応のための内部留保を容認する制度としてほしい。」など、緊急時に備えて、現状の内部留保の枠組みを見直してほしいという意見が多く挙げられています。そして、収支相償・遊休財産に関して34件の回答があり、「収支相償の解消期限の延長。」「突発的な収支の変化を、特定費用準備資金で対応できるようにする。」「遊休財産額の上限をもっと上げて欲しい。又は、収支相償の縛りを無くしてほしい。」など、見直しを望む意見が寄せられました。

緊急事態発生時の事業継続において、これらがマイナス要因になっているか、今後も助成財団の皆さまのご意見をしっかりと把握してまいり所存です。

※以上抜粋した結果を掲載いたしました。詳細の結果(報告書)につきましては当センターWEBサイト(下記URL)にてご覧いただけます。

URL:

報告書(全部) <http://ur0.work/cw7S>

報告書(自由記入欄除く) <http://ur0.work/OWkH>

報告書(自由記入欄のみ) <http://ur0.work/YHpL>



米国の対コロナ危機民間助成金の概況

はじめに

昨年末に中国武漢で感染が始まった新型コロナウイルス（COVID-19）が最も猛威を振ったのは米国です。10月末の段階で、累計感染者数約910万人、死者が約23万人となっています（ジョンズ・ホプキンス大学コロナウイルス資料センター調べ）。同時期の日本の累計感染者数約23万人、死者約2千人と比べると、米国のコロナ危機の規模の深刻さがよくわかります。この歴史的な危機に対して、米国のどのような民間助成団体が、どのような課題に関する助成金を拠出したのか、この概略をご紹介しますと思います。

とはいえ、米国には民間助成財団だけでも9万近くが存在しており、その全体像をつかむのは至難です。これに加えて、民間企業やパブリック・チャリティからも助成金が拠出されています。幸いなことに、2010年に設立された災害フィランソロピーセンター（Disaster Philanthropy Center）という、災害対応のフィランソロピーに特化した非営利組織が、「2020年前半におけるフィランソロピーとCOVID-19」（Philanthropy and COVID-19：<https://www.issuelab.org/resources/37232/37232.pdf>）という報告書を作成、8月末に刊行しています。今年前半までという時期的な限界があり、同時にデータにも、中国などほかの諸国のものも混在しているので整合性が取れていないところがあります。このため、米国だけの動向を純粋に取り出すのは難しいのですが、それでも米国の民間助成財団をはじめとする民間団体がコロナ危機に対して助成金を拠出したのか、その様相の一端はつかめます。そのポイントをご紹介しますと考えています。

米国の対コロナ危機民間助成金の概況

まず、助成金額と助成件数です。

表1 米国のコロナ危機対応助成金額と助成件数

対コロナ危機助成金額	約75億米ドル（約7,900億円） 1米ドル=105円換算（以下、この換算レートを適用）
助成件数	7,106件

（“Philanthropy and COVID-19” P11から）

この米国の対コロナ危機助成金額を合算した約7,900億

円という数字には圧倒されます。2017年8月にカリブ海諸国やテキサス州ヒューストンに甚大な被害を与えた「ハリケーン・ハービー」の被害対応や復興に向けて拠出された助成金額が、約3億4千万米ドル（約357億円）ですから、文字通り桁違いです。付け加えますと、助成財団センターの手元にある2019年度調査のデータによれば、同年の日本の民間助成財団の助成金総額は約1131億円です。米国のコロナ危機の深刻さ故に膨大な助成金を拠出しなければならない事実が大前提ですが、それでも米国の助成団体の財政的な体力の強靭さがうかがえます。

続いて、助成団体のカテゴリー別の助成金額、助成件数を見てみましょう。

表2 助成団体のカテゴリー別対コロナ危機助成金額と助成件数

助成団体のカテゴリー	対コロナ危機助成金額(%) (日本円相当額)	助成件数 (%)
民間企業・企業財団	約78億5千万米ドル(66%) (約8240億円)	947 (約11%)
独立財団	約17億米ドル(14%) (約1790億円)	1,611 (約19%)
富裕層個人	約15億7千万米ドル(13%) (約1650億円)	57 (約1%)
パブリック・チャリティ	約3億9千万米ドル(3%) (約410億円)	1,690 (約20%)
事業財団	約3億3千万米ドル(3%) (約347億円)	7 (約1%)
コミュニティ財団	約1億4千万米ドル(1%) (約147億円)	4,097 (約49%)

（“Philanthropy and COVID-19” P10から）

この表2の統計には、特に民間企業の金額に中国企業を中心とする外国企業が支出した助成金が混入しているために、表1の米国のみでの対コロナ危機助成金額とはずれが生じています。一方、民間企業に関する部分以外はほとんど米国の財団他が占めていますので、傾向がつかめます。ここで気が付くのは、以下の3点です。

- 私たちが通常米国の民間助成財団としてイメージをする、フォード財団などの独立財団（Independent Foundation）の存在感が薄い。具体的には、民間企業系の対コロナ危機助成金額の四分の一程度に過ぎない。
- 富裕層個人（High-net-worth Individuals）が件数とし

ては少ないが、助成金額では独立財団と匹敵する金額を拠出している。

- コミュニティ財団は、助成金額では断トツで少ない反面、助成件数では逆に約半数を占める圧倒的な存在感を見せている。

それでは、独立財団の対コロナ危機助成金額の上位集団を見てみましょう。

表3 独立財団の対コロナ危機助成金額トップ5

名 称	対コロナ危機助成金額 (日本円相当額)	所在地
ビル&メリンダ・ゲイツ財団 (Bill & Melinda Gates Foundation)	約3億6千万米ドル (約378億円)	ワシントン州
オープン・ソサィティ財団 (Open Society Foundation)	約1億3千万米ドル (約137億円)	ニューヨーク州
ロバート・ウッド・ジョンソン財団 (The Robert Wood Johnson Foundation)	約1億1千万米ドル (約116億円)	ニュージャージー州
ミカエル&スーザン・デル財団 (Michael & Susan Dell Foundation)	約1億ドル (約105億円)	テキサス州
リリー・エンダウメント (Lily Endowment Inc.)	約7千万米ドル (約74億円)	インディアナ州

(“Philanthropy and COVID-19” P14から)

若干本題から逸れますが、この中で第二次大戦前に設立された老舗の独立財団は第5位のリリー・エンダウメントだけです。首位のビル&メリンダ・ゲイツ財団と第4位のミカエル&スーザン・デル財団がマイクロソフトとデルというIT系バックグラウンドを持ち、それぞれ西海岸にあるワシントン州と南部にあるテキサス州を本拠としていることを考え合わせると、米国の独立財団界の様子も以前とは様変わりです。付記しますと、米国の対コロナ危機助成金で最大の金額を拠出したのは企業のGoogle社です。他を圧する約11億5千万米ドル(約1200億円)でした。

助成金の対象となる課題

それでは、どのようなコロナ関連の課題に対して、助成金が拠出されたのかを見てみましょう。

表4 課題別の対コロナ危機助成金

課 題	対コロナ危機助成金額 (%) (日本円相当額)	助成件数 (%)
衛生	約4億8千万米ドル (28%) (約504億円)	1,062 (約14%)
公衆安全 (Public Safety)	約4億2千万米ドル (25%) (約441億円)	423 (約6%)
福祉	約3億7千万米ドル (22%) (約389億円)	3,529 (約46%)
フィランソ ロピー・ 非営利団体 経営	約1億7千万米ドル (10%) (約179億円)	352 (約5%)
国際関係	約1億3千万米ドル (8%) (約137億円)	94 (約1%)
地域開発	約1億2千万米ドル (7%) (約126億円)	884 (約12%)

(“Philanthropy and COVID-19” P16から)

ここに取り上げられている課題は、衛生、福祉、非営利団体経営(への挺入れ)、国際関係(途上国支援)など米国の助成団体の立ち位置を考えるといずれも納得がいくものです。公衆安全というカテゴリーだけ、これは何かと思わされますが、感染者とじかに接触する機会が多い救急隊員や消防、警察官などへの支援です。

おしまいに

最後となりますが、ここまでの概況を見てみると、最も心に残るのが、コミュニティ財団の助成活動です。金額的には、微々たるものながら一といっても約147億円(!) 拠出しています。助成件数のほとんど半分を占めています。読者の皆様もお気づきの通り、助成活動を行う時には案件数が多いほどエネルギーを費消していきます。この背後には、地元で感染が急速に拡大していく中で、それぞれの地域に根を下ろした小規模なコミュニティ財団の無名の役職員たちが、少額ではあるが医療、公衆安全、福祉などに関わる多数の案件に対して次々と助成を行い大いに奮闘した姿があるのでしょうか。そこでは多くの人間的なドラマがあったはずで、いずれそのような動きについて情報を手に入れることができれば、改めて機会を作りご紹介させていただきたいと考えます。

(編集部)



「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために (中間とりまとめ)」に関するパブリック・コメントを提出

10月14日、助成財団センターは、内閣府大臣官房公益法人行政担当室が9月15日から10月14日まで実施している、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」に関するパブリックコメント（意見募集手続）について、意見書を提出しました。

この意見書提出の背景と経緯は次の通りです。

新公益法人制度が導入されてから10年が経過したことに鑑み、自由民主党行政改革推進本部の公益法人等のガバナンス改革検討チームが2018年11月から公益法人の在り方についての検討を始め、翌年6月に10点からなる提言「公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ」を公開しました。同月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針2019）においても公益法人のガバナンスのさらなる強化等に付いて必要な検討を行う旨をうたっています。

この流れの中で、同年11月に内閣府特命担当大臣（規制改革）が「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の開催を決定しました。翌月には早稲田大学大学院法務研究科山野目章夫教授を座長とする「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」が発足し、今年8月までの間に9回の会合を開き、その議論をもとに9月に「中間とりまとめ」が公開されました。当センターは第3回有識者会議（2/10開催）のヒヤリングに出席し、意見を述べています。この「中間とりまとめ」に関し内閣府大臣官房公益法人行政担当室が、パブリック・コメント（意見募集手続）を実施したものです。

「中間とりまとめ」と「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」については、下記のリンク先をご覧ください。

<ご参考＝：リンク先>

1. 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000206508>
2. 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）に関するお知らせ（意見募集要領）
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000206507>
3. 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議の開催について
https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/gov00_kaisai.pdf

以下、山岡義典理事長によるパブリック・コメントの全文です。テクニカルな内容で一見難解そうに見えますが、「事実に基づく政策立案」の観点から疑問を呈したもので、公益財団法人のガバナンスの在り方の今後に大きくかわるものです。公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議の動向につきましては、今後もフォローしていきますので、読者の皆様もご関心を持ってくだされば幸いです。

なお文中に示す頁や行は報告書の箇所を示しています。また掲載にあたり、提出したパブリック・コメントの誤記を一部修正したことをお断りしておきます。

令和3年10月14日

「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」に対するパブリック・コメント

公益財団法人助成財団センター 理事長 山岡 義典

1. 基本認識

(1) 公益法人に求められる「ガバナンス」とは何か

⇒P.4下10～下2行の事例における「野放図に支出された交際費」の事例は意図的で表現にも違和感を覚える。「適正」か「野放図」かは主観的な判断によるもので客観的に一線を引いて決めつけられるものではない。この事例は削除して別のより一般的な表現とすべき。

(2) なぜ今ガバナンスの強化が必要か

⇒P.6下2行～P.7上6行については、各法人制度の特性を無視した安直な議論で混乱を招く。P.7上4行「・・・行われており、」は「・・・行われている。これらはそれぞれの法人制度の背景や特性を反映したものはあるが、」と加筆すべき。

2. 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する論点と取組の方向性

(1) 役員や社員・評議員のより一層の機能発揮

①役員や評議員における多様な視点の確保

⇒P.8下6行～P.9下10行までの4事例は、P.8下8～7行に「行政庁が監督措置を講じるに至った事例」と説明されているが、恣意的な選択で説得力を持たない。注記でもよいから、その講じた措置の全体像（年度別の措置数や措置の内容、社団か財団かの別、法人の規模別など）を示し、その中から客観的にどのような基準によって抽出したものを示すべきである。このことは、これに続く13事例まですべてに言えることである。

⇒事例1～4については、内容をよく読めば事例3のみが財団法人である他はすべて社団法人と判断できる。評議員に関する問題は事例3のみからしか論じられないが、あたかも事例1,2,4の不祥事も評議員の問題と誤解されかねない。社団の社員の責任と財団の評議員の責任は別に議論すべきであることから、財団の評議員の役割強化を社団の事例を踏まえて論じることは間違いである。事例の列挙は社団と財団は分けて行い、それぞれに応じた解説をすべきである。なおこの解説の後に財団の3事例と参考事例がでてくるが、何故これを事例3と分けて後掲にしたのか理解できない。事例3,5,6,7と参考事例を一体として財団の評議員を論ずれば理論的には分かり易く説得力もでる。

⇒P.11上1行からの解説は外部役員・評議員の導入に関するものである。これは事例3,5,6,7から導き出されたものと思われるが、この主張をするためには事例5,6で示す外部の理事や評議員が具体的にどのような人材であったのかを説明しないと、その後の展開に説得力はない。

②役員に対する社員・評議員の牽制機能の強化

⇒P.14上8～10（下線）は社団法人の社員と財団法人の評議員を一緒に扱うため文脈が混乱し、説得力のない文章になっている。「社団法人の社員」と「財団法人の評議員」は明らかに性格を異にするものであり、分けて論じるべきである。その場合、「社員」については事例1,2,4等の不祥事例を踏まえて納得いくように論じてほしい。

③評議員による役員等の責任追及の訴えの提案

⇒P.14下1行～P.15上4行には社団法人の「社員が法人を代表して役員等の責任を追及する訴えを提起することができる」とあるが、この規定によって訴えを提起し、ガバナンス上の不祥事を抑止または解決した事例はあるのか。あればその件数や主な事例の内容を示してほしい。それによって、この規定の有効性を確認しない限り、例え財団法人に適用するとしても意味はない。

⇒P.15下8～P.16上5行は社団法人の社員と財団法人の評議員を同じ性格のものとして論じているので、たとえ「一案」としても全く説得力をもたない。評議員独自の論理的必要性を説得してほしい。もし同じ性格のものとして説得力をもたせたいなら、社団法人と財団法人における内閣府から報告要求や勧告を受けた法人の発生比率を比較し、社団法人が財団法人より有意に少なくなっている事実を提示してほしい。

(2) 会計監査人の設置義務付け範囲の拡大

①会計監査人による監査の意義

⇒事例8～12については、恣意的と言われても仕方ない。先に2(1)①で触れたように「行政庁が監督措置を講じるに至った事例」全体の中でどう位置付けられるか説明すべきである。特に「範囲の拡大」が課題であるのだから、これらの事例の財政規模に関する情報は欠くことができない。

⇒特に事例8は特異で、設立者の悪質な意図により仕組まれた事例とも言える。これを会計監査人さえ設置していたら防げた事例とも言えるのかどうか納得がいかない。事例として置くのはいいが、もっと納得できる説明が必要ではないか。内閣府の立ち入り調査で抑止できなかったのだろうか。

⇒P.18の脚注によると、「会計処理に関して内閣府から報告要求や勧告を受けた法人は24法人で、このうち、会計監査人を設置していた法人は1法人であった」とあるが、そもそも母数が大きく異なっている。P.19上5～8行の記述から算定すると、会計監査人を設置していない法人は9,561-350=9,211で、24-1=23法人はその0.25%に当たり、会計監査人を設置している法人は350で、1法人はその0.29%に当たる。若干高いがほぼ同じ比率であり、会計監査人を設置した法人が不祥事を起こさないという効果は、この数字だけでは実証できない。このことを明記した上で、会計監査人設置の意義を論ずるべきである。また会計監査人を設置していた法人で内閣府から報告要求や勧告を受けたケースも事例として追加し、内容を示すべきではないか。このことによって会計監査人を設置することの効果や限界も理解できる。

②会計監査人の設置義務付け範囲

⇒P.20上3～4行の下線の結論は、前記の指摘からこのままでは説得力を持たない。またどの程度の範囲の拡大が妥当かも議論できない。事例8～12および新たに事例として追加すべきとコメントした会計監査人を設置していながら報告要求や勧告を受けた法人について、その収益や費用・損失、負債について論理的な分析が必要である。その分析なくして、会計監査人設置を義務付ける範囲を定めるには根拠が乏しくなる。

⇒P.19上10～18は社会福祉法人の例を挙げているが、社会福祉法人（あるいは学校法人や更生保護法人）は、憲法89条における「公（おおよげ）の支配に属する」法人として制度化され、公的補助の仕組みを前提とした法人であり、公益法人とは全く性質を異にする。そのことを文中または脚注で明記すべきである。

③補助金等の受給と外部監査

⇒前記で触れたように社会福祉法人は「公の支配に属する」法人であり、公益法人とは基本的な性格を異する。定款的に補助金を受け続ける公益法人は少なく、受ける法人も一時的なものが多い。また国以外に自治体からの補助の場合もある。そのこと考えると、補助する側がその補助の規模や性格によって義務づければよく、公益認定の要件とすることは全く馴染まない。「引き続き検討する」必要はない。

- (3) 透明性の確保の推進
⇒基本的に賛同する。
- (4) 法人による自主的な取組の推進・支援
⇒基本的に賛同するが、行政庁が指導することはあってはならない。
- (5) 残余の財産への行政庁の関与
⇒残余財産の引き渡し先について、不都合が発生し、また不祥事につながる問題が生じるとすれば、予防措置を講ずることは必要と判断する。



NPO支援財団研究会、 初のオンラインシンポジウムを開催

NPOを支援する助成を行っている助成団体の研究会であるNPO支援財団研究会（事務局：助成財団センター）が、東京ボランティア市民活動センターの協力を得て、初のオンラインシンポジウム「コロナ時代における助成財団とNPOとのパートナーシップ～今、NPOを支援する助成財団はどう対応しようとしているのか～」を10月30日に開催しました。

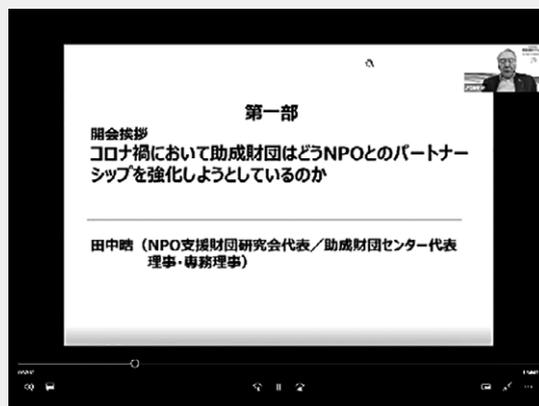
同会は、これまではNPOと助成財団のよりよいパートナーシップ構築に向けて、全国各地でシンポジウムを50回程開催してきました。今回は、「ウィズコロナ・ポストコロナ時代において、NPOとパートナーシップを築こうとする助成財団が、今何を考え、NPOの現状をどう捉え、これからどう協働してよりよい社会を築いていこうと考えているのか」について、NPO等にメッセージを発信することで、NPO側にも理解を深めていただき、これからのよりよい関係の在り方を共に考えていきたいと考え、企画しました。

当日は、13の助成団体が自身の助成事業の紹介とこのコロナ禍に対して今後の取り組みや考え方について報告を中心に、「コロナ禍において助成財団はNPOとのパートナーシップをどのように強化しようとしているのか」田中皓氏（NPO支援財団研究会代表／助成財団センター代表理事・専務理事）と「コロナ禍においてNPOは、助成財団とどうパートナーを築いていくべきか？」松原明氏（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会元代表理事）の講演、シンポジウム終了後は各団体と個別にZOOMをつないで助成相談を行うという盛りだくさんな内容でした。

参加者も申込段階で200名を超え、オンラインならではの北海道から沖縄県まで広範囲からになりました。

コロナ禍は小規模NPOにとって活動そのものの停止により人と人とのふれあいを遮断されることになり、助成団体からの助成金に加えて金銭以外の支えとしてITスキルに関する情報提供や精神的な支援を期待したいとの声も多く出されました。

助成財団もこのコロナ禍でできる限り柔軟な対応を心掛けていることの理解が進んだのではないのでしょうか。



参加団体：キリン福祉財団、SOMPO環境財団、SOMPO福祉財団、中央共同募金会、中央労働金庫、電通育英会、トヨタ財団、日本財団、日本郵便、丸紅基金、三菱財団、ヤマト福祉財団、読売光と愛の事業団

新入会員のご案内

法人会員

独立行政法人 福祉医療機構
（理事長：中村 裕一 所在地：東京都港区）

公益財団法人 芳泉文化財団
（理事長：静 敬太郎 所在地：大阪市西区）

公益財団法人 平和堂財団
（理事長：夏原 平和 所在地：滋賀県彦根市）

個人会員 1名



I N F O R M A T I O N

「第34回『助成財団フォーラム2020』開催」のお知らせ
「想定外」の事態において助成財団はどのように社会的役割を果たせるか？
—コロナ禍の経験等を踏まえて—

1. 日時：2020年11月2日（金）14:00～17:00
（ZOOM接続は13:30から）
2. 場所：ZOOMウェビナー開催
（コロナ感染防止対策のため）
3. 定員：約150名
（定員になり次第、締め切らせていただきます）
4. プログラム
14:00 開会挨拶・フォーラムのねらい
公益財団法人 助成財団センター 理事長
山岡 義典
14:15 来賓ご挨拶
「公益法人に関する直近の課題・動向について」（仮題）
内閣府公益認定等委員会 事務局長
清水 正博様
14:25 【第一部】事例報告
進行：公益財団法人 トヨタ財団
事務局長 大野 満さん
 1. 「こどもたちへの緊急支援／他」
公益財団法人 パブリック・リソース財団 専務理事
岸本 幸子さん
 2. 「文化芸術支援プログラム」
公益財団法人 稲盛財団 理事・事務局長
姫田 和仁さん
 3. 「新型コロナウイルス等感染症に関する学術研究助成」
「コロナ禍で困窮する外国にルーツがある人々への支援」（※）
公益財団法人 三菱財団 常務理事
渡邊 肇さん
社会福祉法人 中央共同募金 基金事業部長
秋貞 由美子さん

- ※〔JFCの協力により三菱財団と中央共同募金会が共同実施〕
4. 「コロナ感染症対策研究への緊急支援」（ビデオ出演）
公益財団法人 中谷医工計測技術振興財団 事務局長
寶田 馨さん
課長 上羽 和彦さん
 5. 「それ以外の取組事例」—アンケートの回答より
助成財団センター 事務局
15:40 休憩 15分間
15:55 【第二部】意見交換
進行：公益財団法人 助成財団センター 理事
渡辺 元
第一部においてチャットで受付けた質問に対する意見交換
（前半）「想定外」の事態において助成財団は何ができるのか？
新たな状況下の財団運営、繋がりや連携の在り方
（後半）アンケートの意見等も踏まえて「想定外」の事態に
おいて公益法人制度はバックアップできる制度か？
課題は何か？
助成事業やプログラムの見直し、法的規制の変更要
望等
16:55 閉会挨拶・フォーラムのまとめ
公益財団法人 助成財団センター 専務理事
田中 皓

※なお、プログラムの内容については、一部変更となる場合
もありますので、予めご了承ください。
開催終了後に、本フォーラムを動画視聴いただくことも可
能です。

参加費：【フォーラム参加費】
（一般）お一人 9,900円（会員）お一人 6,600円

参加のお申込みは、下記センターサイトよりできます。
<http://www.jfc.or.jp/tsudoi/tsudoi-top/>

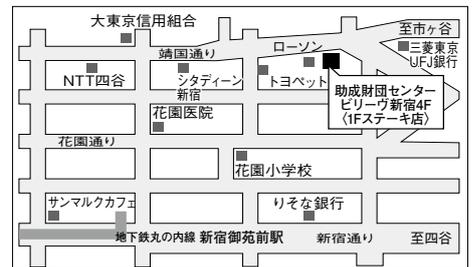
編集後記

◆今号も前号に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う各助成財団の動きに関する特集となりました。今回は財団業務に関するアンケート結果についての特集をいたしました。初めての事態において、皆さまが試行錯誤をされていることがわかります。

◆また、世界最大のコロナ禍に見舞われているアメリカにおける助成財団の取り組みについて報告をしました。金額を比較すると圧倒され別世界の話のように思えますが、危機に対する彼らの迅速な対応には学ぶところがあるのではないかと思います。その可能性も含めて今度の助成財団フォーラムで考えることができたら幸いです。

◆その助成財団フォーラムは、今年度より11月開催となりました。もともとその前身である「会員の集い」は弊センター設立月の11月に行っていたのを制度改革を機に2月開催としていましたが、元の11月開催に戻したものです。また通常ならばフォーラム後にご参加いただいた皆さまとの懇親会を開催することでネットワークの構築にお役立ちさせていただきたかったのですが、今回はコロナ感染防止のためオンライン開催となり、懇親会はお預けとなりました。来年度は皆様と直接交流できればと願っています。

（湯瀬秀行）



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。（四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい）

JFC Views No.102 November 2020
編集・発行 公益財団法人 助成財団センター
発行日 2020年11月18日
編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail office@jfc.or.jp